（削る）

６　ＭＩＣＥ推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　会議、討論会、講習会、展覧会その他これらに類する集会であって海外からの相当数の外国人の参加が見込まれるもの並びにこれらに併せて行われる観光旅行その他の外国人のための観光及び交流を目的とする催し（次号及び第十項において「ＭＩＣＥ」という。）の誘致に関する企画及び立案並びに調整に関すること（ＭＩＣＥ連携推進官の所掌に属するものを除く。）。

二　ＭＩＣＥの誘致の促進による国際観光の振興に関すること。

７　ＭＩＣＥ推進室に、室長を置く。

８・９　（略）

（新設）

10　（略）

（新設）

11　相互交流促進官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　国際観光課の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関その他の者との連絡調整に関すること。

（削る）

６・７　（略）

８　ＭＩＣＥ推進官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　会議、討論会、講習会、展覧会その他これらに類する集会であって海外からの相当数の外国人の参加が見込まれるもの並びにこれらに併せて行われる観光旅行その他の外国人のための観光及び交流を目的とする催し（次号及び次項において「ＭＩＣＥ」という。）の誘致に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（ＭＩＣＥ連携推進官の所掌に属するものを除く。）。

二　ＭＩＣＥの誘致の促進による国際観光の振興に関する重要事項に関すること。

９　（略）

10　ＩＲ企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　特定複合観光施設区域の整備の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（ＭＩＣＥ推進官及びＭＩＣＥ連携推進官の所掌に属するものを除く。）。

二　特定複合観光施設区域の整備の推進による国際観光の振興に関する重要事項に関すること（ＭＩＣＥ推進官の所掌に属するものを除く。）。

11　相互交流促進官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（削る）

附　則

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

○国土交通省令第十九号

国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第五項に基づき、並びに海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、海上保安庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

海上保安庁組織規則の一部を改正する省令

海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　内部部局	第一章　内部部局
第一節　（略）	第一節　（略）
第二節　課の設置等	第二節　課の設置等
第一款　総務部（第二条―第十条の二）	第一款　総務部（第二条―第十条）
第二款～第五款　（略）	第二款～第五款　（略）